

報道関係者 各位

令和6年3月28日（木）

【照会先】

宮崎労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 正入木 均

地方障害者雇用担当官 秋吉 賢一

（電話）0985-38-8824

令和5年度 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく 市町村等の機関への適正実施勧告の実施について

○市町村及び市町村教育委員会の機関（以下「市町村等の機関」という）については、国及び都道府県の機関と同様に障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）において、雇用状況に改善が見られない場合、適正実施を勧告できるようになっており、宮崎労働局（局長 坂根 登）では、令和5年度において2機関、適正実施を勧告しました。

<市町村等の機関への適正実施勧告>

令和4年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和5年1月1日を始期とし令和5年12月31日を終期とする障害者採用計画を作成した4機関（法定雇用率2.6%）に対して、法定雇用率の達成に向けた指導を行い、3機関は一定の改善が図られましたが、1機関については一定の改善が見られなかった為、適正実施勧告を行いました。

また、令和3年6月1日現在で法定雇用率を達成できておらず、令和4年1月1日を始期とし令和5年12月31日を終期とする障害者採用計画（2年間）を作成した1機関（法定雇用率2.5%）に対して、法定雇用率の達成に向けた指導を行いました。一定の改善が見られなかった為、適正実施勧告を行いました。

<参考>

障害者雇用促進法では、障害者の雇を促進するため、国及び地方公共団体の任命権者に対し、常時勤務する職員の一定割合（法定雇用率、2.6%、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあっては2.5%）以上の障害者の雇を義務付けています。法定雇用率を達成していない機関は、障害者採用計画を作成しなければならない（第38条第1項）ほか、厚生労働大臣（市町村の場合は労働局長）は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告（適正実施勧告）を行えることになっています（第39条第2項）。

市町村等の機関に対する指導の結果

(表1) 市町村の機関（法定雇用率 2.6%の機関）に対する指導の結果

雇用義務を達成した機関	3 機関
障害者採用計画の実施率が 50%以上である機関	0 機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	1 機関（※1）
合 計	4 機関

(※1) 高千穂町

(表2) 教育委員会（法定雇用率 2.5%の機関）に対する指導の結果（計画の終期）

雇用義務を達成した機関	0 機関
障害者採用計画の実施率が 50%以上である機関	0 機関
計画期間終期の実雇用率が、当該機関における前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っている機関	
勧告の対象となる機関	1 機関（※2）
合 計	1 機関

(※2) 川南町教育委員会

市町村の機関（法定雇用率 2.6%の機関）に対する雇用率達成指導の流れ図

令和 4 年 6 月 1 日

法定雇用率未達成

令和 5 年 1 月 1 日

障害者採用計画の作成・実施
(1年間の計画)

令和 5 年 12 月 31 日

障害者採用計画の期間満了

令和 6 年 3 月

適正実施勧告

〔計画の終期において
基準（※）に該当する場合〕

（※）適正実施勧告の発出基準

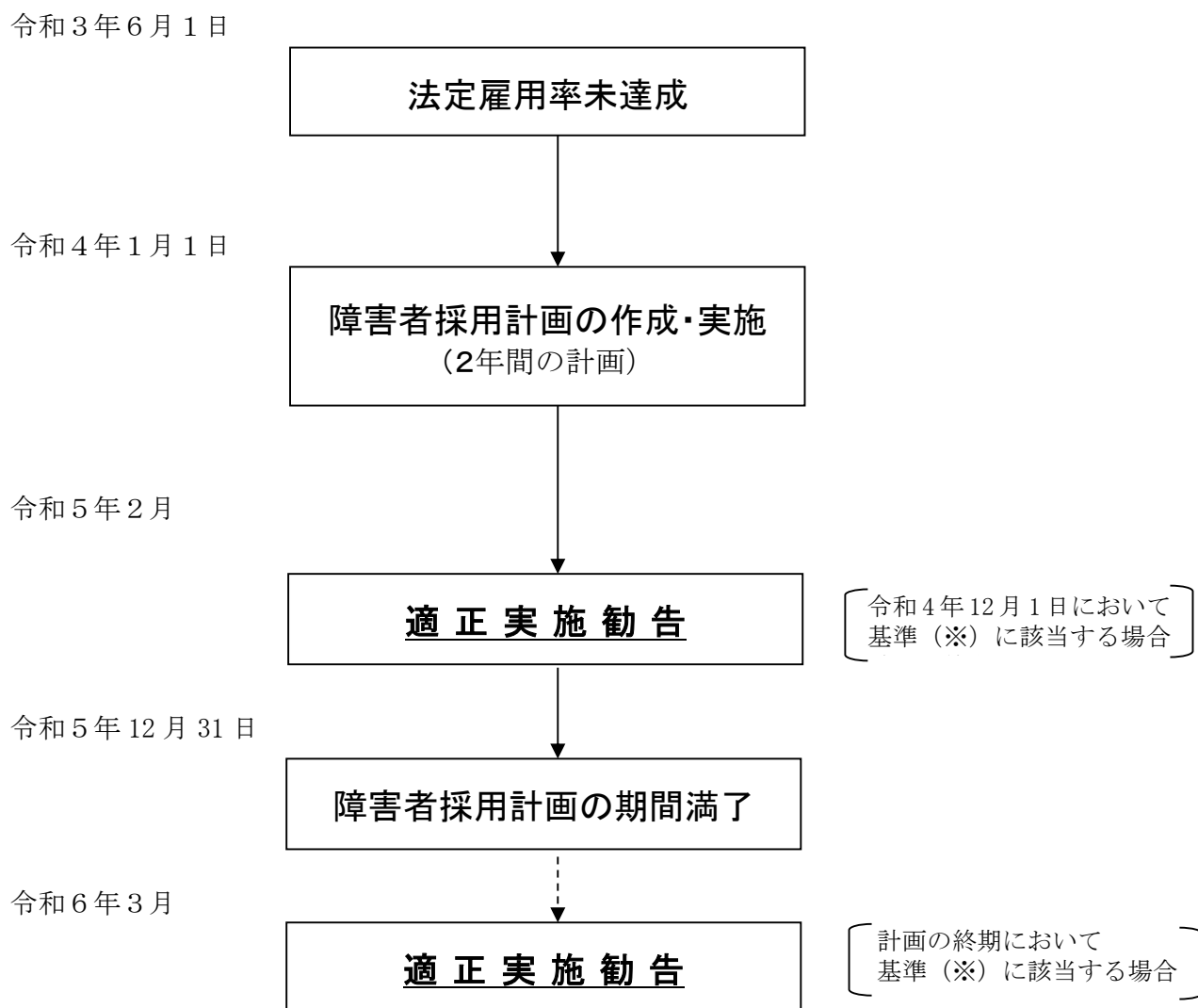
注 適正な実施に関する勧告の発出基準は以下のとおり。

障害者採用計画の実施状況を把握した結果、正当な理由がないにもかかわらず計画どおり対象障害者等の雇入れが進んでいない機関のうち、次のいずれかに該当する機関については、同法第 39 条第 2 項の規定に基づき障害者採用計画の適正な実施に関する勧告を行う。

イ 障害者採用計画の実施率が 50%未満である機関。

ロ 障害者採用計画期間の終期現在の実雇用率が、当該計画始期の前年の 6 月 1 日現在における実雇用率を上回っていない機関。

教育委員会（法定雇用率 2.5%の機関）に対する雇用率達成指導の流れ図



（※）適正実施勧告の発出基準

注 適正な実施に関する勧告の発出基準は以下のとおり。

障害者採用計画の実施状況を把握した結果、正当な理由がないにもかかわらず計画どおり対象障害者等の雇入れが進んでいない機関のうち、次のいずれかに該当する機関については、同法第39条第2項の規定に基づき障害者採用計画の適正な実施に関する勧告を行う。

イ 障害者採用計画期間の始期の年の12月1日又は終期現在における障害者採用計画の実施率が50%未満である機関。

ロ 障害者採用計画期間の始期の年の12月1日又は終期現在の実雇用率が、各前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていない機関。

(参考)

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

(対象障害者の雇用に関する事業主の責務)

第三十七条 すべて事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇入れに努めなければならない。

(雇用に関する国及び地方公共団体の義務)

第三十八条 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する対象障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、対象障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、対象障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

2～5 （略）

(採用状況の通報等)

第三十九条 国及び地方公共団体の任命権者は、政令で定めるところにより、前条第一項の計画及びその実施状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

(権限の委任)

第八十四条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

(法第三十八条第一項の政令で定める率)

第二条 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・六とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二・五とする。